

入所申込に関する承諾書

確認事項を必ずお読みになり、確認欄に✓を記入の上、署名をお願いします。

No.	確認事項	確認欄
1	保育所利用のご案内、入所に関する注意事項を熟読し、内容を把握した上で申込みをしてください。	☐
2	【令和9年度5月入所選考以降の申込みの場合にチェックをお願いします。】 郵送で申込書類一式を提出する場合、入所希望月の締切日（必着）までに提出をお願いします。 提出書類に不足や不備がある場合、市の指定する日付までに修正した書類が提出されない場合は、受付ができませんので、申込書類一式を返送します。 また、不足や不備があった場合に、市からの郵送物が届かないなど保護者と連絡することができないときは、受付ができませんので、申込書類一式を返送します。	☐
3	記載内容について、勤務先やご家庭に電話等で問い合わせを行うことがあります。	☐
4	入所申込中（保留中）にふじみ野市外へ転出した場合は、申込の取下げ及び支給認定書の取消しとなります。	☐
5	【申請児童がアレルギー、障がいや発達の違いがある場合について】 程度によっては、施設で受け入れができない場合があります。申込書を提出する前に希望する施設に受入体制があるか確認の上、提出をお願いします。 事前に相談がない場合、施設での面接実施後に、集団保育ができないなどを理由に受け入れができないこともございます。	☐
6	指数の高い方から入所者を決定します。同点の場合は、同点時の優先順位に基づき、入所者を決定します。	☐
7	入所申込書の申込内容に虚偽があった場合は、入所承諾を取消します。 また、入所後に虚偽が発覚した場合は、即時退所となります。	☐
8	市からの郵送物が届かないなど、申請児童の保護者と連絡がつかない場合に、利用調整ができないため、入所承諾等が取り消しになります。	☐
9	入所後1年間は申込時の就労証明書に記載されている就労時間、日数等の条件で就労してください（育児休業や内定等の就労で申込の場合も含む）。 申込時の就労時間、日数等の条件を入所決定後に変更した場合は、入所承諾を取り消す可能性があります。	☐
10	入所を希望するが、入所できなかった時に育児休業を許容できる場合は、入所の点数にて減算することも可能です。ただし、入所申込をしているため、低い点数になった場合も入所が決定することがあります。 育児休業を許容できる場合は、「家庭状況調査票」の該当欄にチェックをお願いします。	☐
11	入所後、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は退所となります。	☐
12	原則1ヶ月以上登園がない場合は退所となります。登園がない期間も保育料は通常通りお支払いいただきます。	☐
13	入所した保育所の運営方針に従い、決められたルールを守り、書類の提出や諸経費（保険料等）の支払いなどを滞りなく行ってください。遵守されないと認められる場合は、退所となります。	☐
14	保育料の算定及び副食費の減免判定等に際し、入所選考、入所から退所するまでの間、保護者及び同一世帯員（同居者も含む。）の市民税・県民税に関する情報、世帯に関する情報及び施設の在籍状況に関する情報を職員が閲覧します。確定申告等をして税額に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。	☐
15	保育料の算定等に必要書類（マイナンバー提供書）の提出や市民税・県民税の申告をしていないなどの場合、課税状況を確認できないため、入所選考において、優先順位が下がります。また、入所できた場合に、最高額で算定された保育料を納付していただきます。	☐

16	市長が保育所などの保育料の算定及び副食費の免除判定に必要な場合において、個人番号を用いて市民税・県民税に関する情報を取得します。また、その情報を入所選考の利用調整において使用します。	☐
17	入所申込時（添付書類含む。）に記載されている事項で、教育・保育の運営上必要と認められる情報を入所施設に提供します。	☐

確認事項を確認し、承諾します。

令和 年 月 日

保護者氏名（自署）

以下申込児童等情報（申込児童だけでなく、在所中又は入所申込中の兄弟姉妹もご記入ください。）

児童氏名（ふりがな）	保育所名	生年月日
	(☐ 利用中・ ☐ 第1希望)	令和 ・ ・ 生
	(☐ 利用中・ ☐ 第1希望)	令和 ・ ・ 生
	(☐ 利用中・ ☐ 第1希望)	令和 ・ ・ 生
	(☐ 利用中・ ☐ 第1希望)	令和 ・ ・ 生